

令和3年8月2日

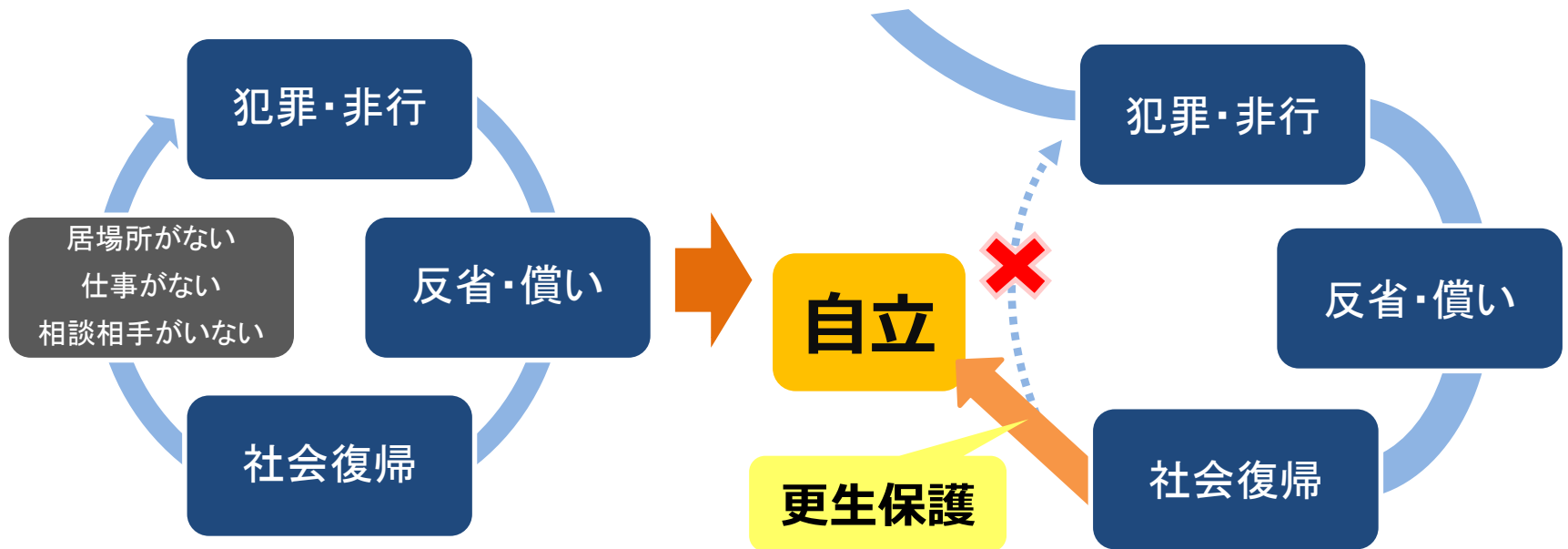
更生保護とボランティア



法務省保護局更生保護振興課

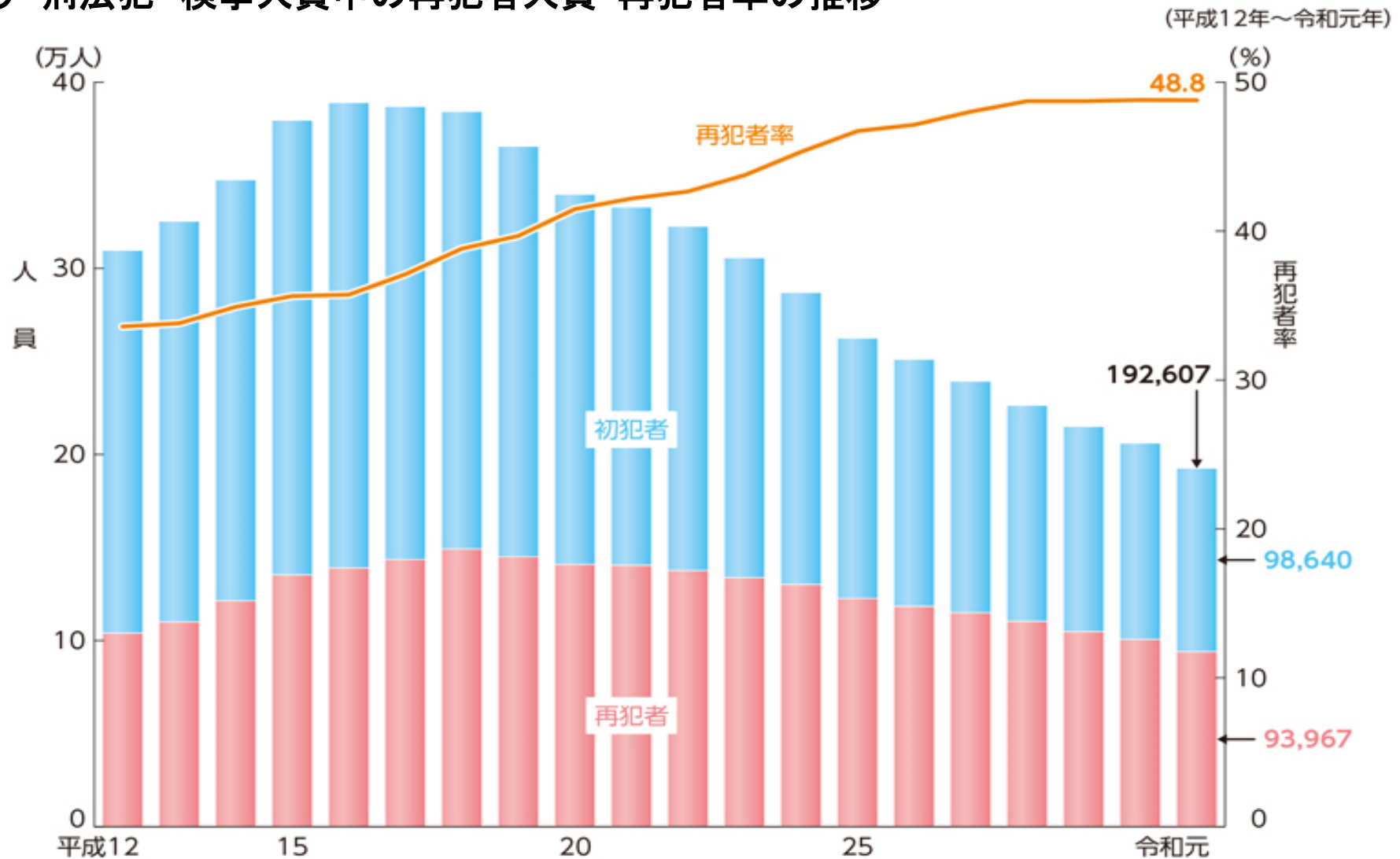
立ち直りを支える更生保護

更生保護は、過去に犯罪（非行）をした人を地域社会の一員として受け入れ、これらの人々が自立できるよう立ち直りを支援する活動です。



再犯防止の推進

○ 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



(出典: 令和2年版犯罪白書)

彼らは、いずれ地域社会に戻りますが、
必要な指導・支援が十分に受けられず、地域で孤立し、
再犯に至ってしまうことがあります。



再犯防止推進法(H28.12成立，施行)

国・地方公共団体・民間の三者が密に連携し、
受刑者・少年院在院者・保護観察対象者だけでなく、
起訴猶予となった者や刑期を終了した者等を含む
犯罪や非行をした人に対し、「**息の長い**」支援を行います。

様々な生きづらさを抱える対象者

仕事がない者

居場所がない者

高齢者・障害者

薬物依存者

警察・検察

不起訴・執行猶予となった者など

これまでの再犯防止対策の主な範囲

矯正施設

保護観察所

保護観察処分・保護観察付執行猶予の言渡しを受けた者

受刑者・少年院在院者

満期釈放となる者

仮釈放・仮退院となる者

協力雇用主・
企業

福祉施設

住宅

教育

保健・医療
機関

刑期等を満了

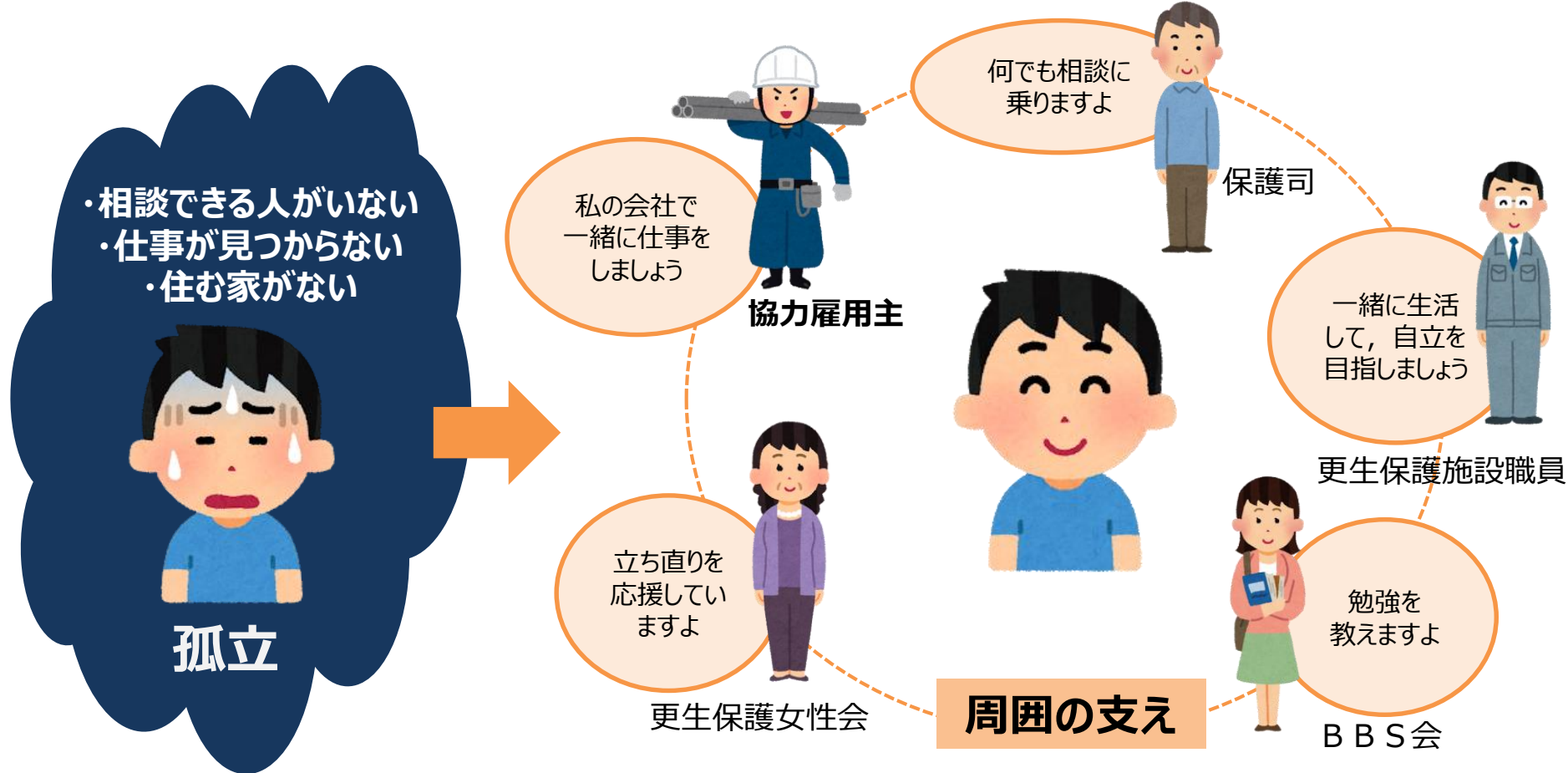
地域社会の支援

犯罪や非行からの早期の立ち直りに向け、地域社会の中で継続的に支援を受けながら生活

仕事や地域活動の担い手となり、地域社会を支える人材へ

地域に根ざした更生保護

- 様々な**更生保護ボランティア**が、それぞれの持ち味を生かしながら、連携して犯罪（非行）をした人の立ち直ろうとする気持ちを応援し、地域で支えています。



- しかしながら、保護司を始めとした更生保護ボランティアの担い手が減少傾向にあり、なり手を確保することが課題となっています。

民間との協働態勢（約20万人の篤志家・協力者）

保護司 （約4万6千人）

保護観察官と協働して**保護観察を受けている人と面接を行い**、指導や助言をしたり、刑事施設や少年院に入っている人の生活環境の調整を行うほか、犯罪予防活動などにも取り組んでいる。

更生保護施設 （103施設）

刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して、**宿泊場所や食事の提供**とともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、被保護者の円滑な社会復帰を手助けしている。

協力雇用主 （約2万3,000）

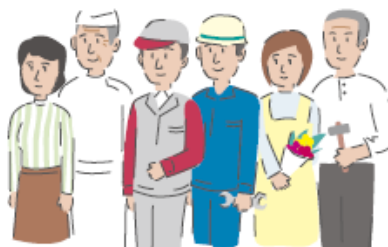
犯罪や非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を、**その事情を理解した上で雇用し**、改善更生に協力している。

更生保護女性会 （約14万人）

女性としての立場から、地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体。**家庭や非行問題や地域住民と考えるミニ集会の実施**、子育て支援活動、更生保護施設等の訪問など多様な活動を展開している。

BBS会 （約4,400人）

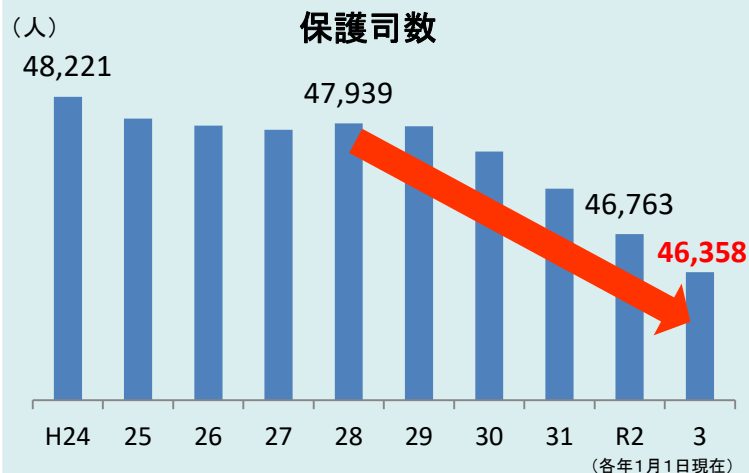
「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体。**非行少年等の「ともだち」となってその成長や自立を支援する「ともだち活動」**のほか、地域に根ざした非行防止活動やグループワーク等を行っている。



保護司の適任者確保について

- 保護司は、法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員だが、給与は支給されず、民間ボランティアとして活動
- 保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを支援するなど、地域の安全・安心の構築や再犯防止を推進する上で、欠かすことのできない重要な存在
- しかし、近年、保護司数は減少傾向にあり、保護司適任者の確保が喫緊の課題

現 状



- 昨年、約40年ぶりに4万7千人を下回る
- 保護司適任者確保のため保護司の負担軽減等が課題

対 策

- 保護司が地域で活動しやすくなるよう、地域の活動拠点となる「更生保護サポートセンター」を全国に整備
- 保護司活動インターンシップや保護司候補者検討協議会等の取組の推進
- 地方公共団体、経済・宗教・士業団体等の関係団体等に対する働き掛けの強化
- 保護観察事件等の複数担当制や毎月の報告書、保護司研修等のICT化の推進

更生保護サポートセンターによる保護司活動の推進

- 保護司・保護司会の地域における活動拠点
- 全国の保護司会に整備
- 保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用するなどし、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐
- 地域の関係機関・団体との連携推進や保護司の行う処遇活動に対する支援を実施

更生保護サポートセンターの機能・効果

保護司の行う処遇活動への支援

- ・保護観察対象者やその家族との面接場所の提供
- ・保護司の行う処遇活動に関する相談への対応
- ・保護司同士の処遇協議や情報交換等

地域支援ネットワークの構築

- ・地域の様々な機関・団体との処遇協議等の連携
- 例 地方公共団体、教育委員会・学校、児童相談所、福祉事務所・社会福祉協議会、警察・少年センター、ハローワーク

地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進

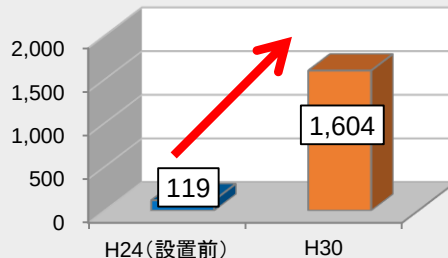
- ・地域のニーズ等を踏まえた犯罪予防活動の企画・実施
- ・一般住民からの非行相談の実施

地域への更生保護活動の情報発信

- ・更生保護や保護司会活動に関する情報の発信
- ・保護司適任者の確保
(保護司候補者検討協議会の企画・実施、保護司活動インターンシップの企画・実施)



保護司会における関係機関との協議会実施回数

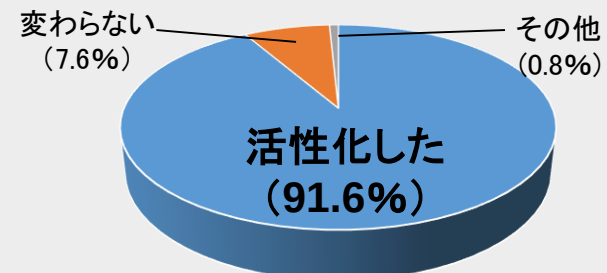


※サポセン設置による地域連携の状況
(対象:平成25年度設置90地区)



設置により地域での支援ネットワークが拡大

保護司会活動の活性化について



(平成29年度までにサポートセンターを設置した501地区を対象)

設置により保護司の活動意欲が向上し、活動が活発化

更生保護ボランティアに対する支援等

■ 処遇協力者謝金

更生保護女性会員による更生保護施設における料理教室，ＢＢＳ会員によるともだち活動や学習支援等，更生保護法第３０条に基づいた援助及び協力に対する謝金を支給。

■ 新会員研修

保護観察所が主催となって，地区会に新たに入会した会員を対象として，更生保護制度の概要や更生保護女性会，ＢＢＳ会の役割，座談会等を内容とした研修を実施。

■ 保護司・更生保護女性会員・ＢＢＳ会員連携強化研修

「更生保護ボランティアの三者宣言」（Ｈ26.3）を踏まえ，各団体が相互に理解を深めるとともに，相互連携の在り方について検討・協議するため実施。

■ 地方別ＢＢＳスキルアップ研修

再犯防止推進計画を踏まえ，ＢＢＳ会が，非行少年等が安心して修学できる場所の確保を含めた修学支援を効果的に実施するため，ＢＢＳ会員に，修学（学習）支援を含めた「ともだち活動」の実施方法等を習得させることを目的とするもの。地方更生保護委員会が主催する。（平成３０年度～）

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

主唱 / 法務省
MINISTRY OF JUSTICE

彼の生きづらさって、
私が頑張って分かっていても、
全部は分からない。

でも、決めたの。
生きづらさを抱えて生きていく彼を
受け止めようって。
彼の生きづらさにも、彼の立ち直りにも、
終わりはないのかもしれないけれど、
私なりに寄り添うことならできると。

私もね、いろんな人に支えられて、
やってきたんです。

そう。生かされて生きてきたんですから。

#生きづらさを、生きていく。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第71回 社会を明るくする運動

7月は“社会を明るくする運動”強調月間・
再犯防止啓発月間です。

社明 シャめい

Q 検索

